

令和3年度

特別区民税・都民税の主な改正点 についてお知らせします

問い合わせ

税務課課税係

☎3578-2593～8、2600～8

給与所得控除の改正

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
(2) 給与等の収入金額が850万円を超える場合は、給与所得控除の上限額が195万円に引き下げられます。
※所得金額調整控除が適用される場合があります。

表1 給与所得控除額の詳細

給与収入額	給与と所得の金額(表内に示す計算式に基づく)	
	改正後	改正前
55万999円以下	0円	0円
55万1000円～ 65万 999円	収入金額－55万円で求めた額	
65万1000円～161万8999円		収入金額－65万円で求めた額
161万9000円～161万9999円	106万9000円	96万9000円
162万円～162万1999円	107万円	97万円
162万2000円～162万3999円	107万2000円	97万2000円
162万4000円～162万7999円	107万4000円	97万4000円
162万8000円～179万9999円	※収入金額×0.6＋10万円	※収入金額×0.6
180万円～359万9999円	※収入金額×0.7－8万円	※収入金額×0.7－18万円
360万円～659万9999円	※収入金額×0.8－44万円	※収入金額×0.8－54万円
660万円～849万9999円	収入金額×0.9－110万円	収入金額×0.9－120万円
850万円～999万9999円	収入金額－195万円	
1000万円超		収入金額－220万円

※収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨ててから4倍してください。



公的年金等控除 の改正

- (1) 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
(2) 公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合は、公的年金等控除額の限度額が設けられます。
(3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1000万円を超える場合は、公的年金等控除額が引き下げられます。

表2 公的年金等控除額の詳細

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額(表内に示す計算式に基づく)			
		改正後			改正前
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超	
65歳未満	130万円以下	収入金額－60万円で求めた額	収入金額－50万円で求めた額	収入金額－40万円で求めた額	収入金額－70万円
	130万円超410万円以下	収入金額×75％－27万5千円	収入金額×75％－17万5千円	収入金額×75％－7万5千円	収入金額×75％－37万5千円
	410万円超770万円以下	収入金額×85％－68万5千円	収入金額×85％－58万5千円	収入金額×85％－48万5千円	収入金額×85％－78万5千円
	770万円超1000万円以下	収入金額×95％－145万5千円	収入金額×95％－135万5千円	収入金額×95％－125万5千円	収入金額×95％－155万5千円
	1000万円超	収入金額－195万5千円	収入金額－185万5千円	収入金額－175万5千円	
65歳以上	330万円以下	収入金額－110万円で求めた額	収入金額－100万円で求めた額	収入金額－90万円で求めた額	収入金額－120万円
	330万円超410万円以下	収入金額×75％－27万5千円	収入金額×75％－17万5千円	収入金額×75％－7万5千円	収入金額×75％－37万5千円
	410万円超770万円以下	収入金額×85％－68万5千円	収入金額×85％－58万5千円	収入金額×85％－48万5千円	収入金額×85％－78万5千円
	770万円超1000万円以下	収入金額×95％－145万5千円	収入金額×95％－135万5千円	収入金額×95％－125万5千円	収入金額×95％－155万5千円
	1000万円超	収入金額－195万5千円	収入金額－185万5千円	収入金額－175万5千円	

基礎控除の改正

- (1) 基礎控除額が原則10万円引き上げられます。
(2) 合計所得金額が2400万円を超える場合はその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2500万円を超える場合は基礎控除の適用はできないこととされます。

表3 基礎控除額の詳細

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2400万円以下	43万円	33万円
2400万円超2450万円以下	29万円	
2450万円超2500万円以下	15万円	
2500万円超	適用なし	

所得金額調整控除の創設

次の(1)または(2)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
ア 本人が特別障害者に該当する。
イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。
(2) 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を

超える場合

所得金額調整控除額の算出方法

- (1) の場合
{給与等の収入(1000万円を超える場合は1000万円)－850万円}×10パーセント
(2) の場合
{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)}－10万円
※(1)(2)両方の控除がある場合は、(1)の控除後の金額から(2)の控除額を控除します。

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。



税務署からの確定申告のお知らせ

所得税・贈与税の申告書の提出期限・納期限は**3月15日(月)**です

《計算方法》1年間(1月1日～12月31日)に生じた所得の金額または贈与を受けた財産の価額の合計額について計算します。

e-Taxの利用手続きがより**便利**になりました(パソコン・スマートフォンで自宅から確定申告)

e-Taxを利用するための準備

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ

(1)マイナンバーカード



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、マイナンバーカード総合サイトをご覧いただけます。



スマホによる申請はこちらから！

(2)ICカードリーダライタ または
マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



または



ICカードリーダライタとして
代用できる端末は一部のAndroid端末のみ

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「マイナポータル」で対応端末の一覧をご覧いただけます。

ID・パスワード方式



ID・パスワードが目印



- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
 - 既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- (注)ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

準備ができたなら国税庁ホームページにアクセス

画面の案内に従って金額等を入力し、**e-Tax**で送信して**申告完了**

スマホでも
利用できます



確定申告 検索



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、
国税庁ホームページをご覧いただけます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

所得税、消費税、贈与税の申告書には、税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

(1)マイナンバーカード

(2)「番号確認書類」と「本人確認書類」

※1 郵送で申告書を提出する場合は、(1)の写し(表裏両面)または(2)の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



医療費控除を受ける場合には「医療費控除の明細書」または「医療費通知」が必要です

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です)。

確定申告作成会場の混雑緩和にご協力を

- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEアプリで事前に入手することが可能です。
- LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。
- 入場整理券の配布状況に応じて受け付けを早めに締め切る場合があります。

持参していただくもの

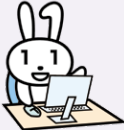
- 確定申告に必要な書類・筆記具・印章
- マイナンバーカードまたは「番号確認書類」・「本人確認書類」

送付先・問い合わせ

芝税務署 〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551
麻布税務署 〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591
東京国税局税務相談室(英語対応のみ) ☎3821-9070

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

国税庁 検索



確定申告の相談日程

表1 税理士による無料申告相談

期間	会場	所在地	受付時間
2月1・2日(月・火)	白金台いきいきプラザ 集会室B	白金台4-8-5	
2月4・5日(木・金)	芝浦港南区民センター 第1・2集会室	芝浦4-13-1	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分
2月9・10日(火・水)・12日(金)	高輪区民センター 集会室	高輪1-16-25	
2月1日(月)～15日(月) ※土・日曜、祝日を除きます。	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	午前9時30分～午後4時

表2 確定申告会場

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜、祝日を除きます。(注)	芝税務署 5階会議室	芝5-8-1	受付 午前8時30分～午後4時 相談 午前9時15分開始
	麻布税務署 別館会議室	西麻布3-3-5	

(注)2月21日(日)・28日(日)は東京国税局1階において相談・受け付けを行います。

●感染症対策のお願い

来場の際は、マスクを着用していただき、入場の際の検温の実施にご協力をお願いします。
37.5度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

都税事務所からのお知らせ 個人事業税の申告 について

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(月)までに、前年中の事業の所得等を、都税事務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人の事業税の申告をしたものとみなされ、別途

申告する必要はありません。
なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

送付先・問い合わせ

港都税事務所個人事業税班 〒106-8560麻布台3-5-6 ☎5549-3805

この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

便利な納税方法のご案内

Web口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンから24時間いつでも簡単に口座振替の申し込みができるサービスを開始しました。区や金融機関の窓口へ出掛けることなく口座振替の申し込みができますので、ぜひご利用ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、Web口座振替受付サービス専用サイトをご覧いただけます。

ペイジー口座振替受付サービス

口座名義人本人が、区の専用端末に銀行のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで、口座振替の申し込みができるサー

ビスです。各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)で手続きができます。持参するものは、本人確認資料および金融機関のキャッシュカードのみで、銀行届出印は必要ありません。デビット機能やクレジット機能のついたキャッシュカードは利用できません。

電子マネー決済
(LINE Pay・PayPay)

1月から、特別区民税・都民税(普通徴収)、軽自動車税(種別割)を電子マネー決済(LINE Pay、PayPay)で支払えるようになりました。スマートフォンの専用アプリで納付書のバーコードを読み

取ることで、24時間いつでも納税することができます。

コンビニ納付

- 現金と納付書を持ってコンビニへ
- レジでお支払い
- 領収書とレシートの受け取り

モバイルレジ

モバイルレジとは、スマートフォンのアプリを利用して、モバイルバンキング(インターネットバンキング)やクレジットカードで納税する方法です。

専用アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取り、納付方法を選択して24時間いつでも支払うことができます。初回のみアプリのダウンロードが必要です。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、モバイルレジアプリをダウンロードできます。

- ※モバイルレジでモバイルバンキング納付を利用する場合は、事前に金融機関でのモバイルバンキングの利用手続きが必要です。
- ※モバイルレジでクレジット納付を利用する場合は、利用額の段階ごとに手数料がかかります。(モバイルバンキング納付は手数料不要)
- ※電子マネー決済・コンビニ納付・モバイルレジとも納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)で利用可能です。

問い合わせ
税務課税務係 ☎3578-2586~91

課税(非課税)・納税証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所得および扶養の状況等が記載され、非課税証明書は課税額が無いことを証明するものです。納税証明書は課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。請求には3つの方法があります。

窓口申請

必要なもの

本人	●印鑑 ●本人確認できるもの※
代理人	●印鑑(代理人のもの) ●代理人の本人確認できるもの※ ●委任状(本人が署名押印したもの)

交付手数料 1通300円(使用目的により無料になる場合があります)

発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室
[郵送申請\(本人による申請のみ\)](#)

必要なもの

- (1)申請書(港区ホームページからダウンロードできます)
- (2)使用目的により有料の場合は1通につき300円の定額小為替

- (3)返信用封筒
- (4)本人確認できるものの写し※
[申請先](#)

〒105-8511 港区役所税務課税務係

コンビニ交付

必要なもの 個人番号カード(マイナンバーカード)または住民基本台帳カード(事前に利用登録したもの)

各カードについて詳しくは、お近くの総合支所区民課窓口サービス係(台場分室は除く)にお問い合わせください。

☎欄外参照

交付手数料 1通200円(使用目的により無料交付できるものでも有料扱いになります)

利用時間 午前6時30分~午後11時(年末年始、メンテナンス時を除く)

※官公署発行の運転免許証、健康保険証、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等で、顔写真付きのものは1点、それ以外は2点提示してください。

問い合わせ
税務課税務係 ☎3578-2586~91

納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納税相談を受け付けています。

一定の条件を満たしている場合には分割納付や徴収猶予(原則1年以内)の対象となることがあります。

納税が遅れると延滞金がかかります

納期限までに納付されない場合は、納期限の翌日~納税の日の期間に応じて高い利率の延滞金が課せられます。

令和3年の場合:年率換算

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで:
2.5パーセント
- 納期限の翌日から1か月を経過した日以後:
8.8パーセント

※国内の金利情勢により毎年変動します。

滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を超えても未納が続く滞納者に対しては、債権(預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不動産等財産の差し押さえを行っています。

差し押さえた財産は、原則として、滞納している税金や延滞金に充当します。

問い合わせ
税務課納税促進係 ☎3578-2618~20・26~33

港区版ふるさと納税制度
皆さんの思いを込めて、
港区を応援してください

港区版ふるさと納税制度は、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道をお選びになり、区の取り組みを応援していただく制度です。寄付の活用先は表から選ぶことができます。

表 寄付の活用先

I 分野の取組を 応援	新型コロナウイルス感染症への取組
	産業・地域振興・観光分野
	防災・生活安全分野
	保健福祉・健康分野
	環境分野
II 区政全般を 応援	子育て・教育分野
	街づくり分野
(II)区政全般を応援	
(III)みなとパートナーズ基金	
(IV)文化芸術振興基金	
(V)公益的活動団体の支援	

申込方法 寄付の活用先により、申込方法が変わります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの港区版ふるさと納税制度のページをご覧いただけます。

寄付の活用先(I)~(IV)は、インターネット申し込み(クレジットカード決済による納付)が簡単で便利です 「ふるさとチョイス(港区)」からお申し込みください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「ふるさとチョイス」のサイトをご覧いただけます。

寄付の活用先(V)の申し込みについては、企画課企画担当へご連絡ください。寄付申込書と納付書を郵送します。

問い合わせ
○港区版ふるさと納税制度全般について
企画課企画担当 ☎3578-2528
○窓口・納付書による申し込みについて
各総合支所管理課管理係 ☎欄外参照

税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間団体は、正しい税知識の普及および納税意識の高揚を目的として、区や税務署等と連携し、団体相互に緊密な協調を図るとともに地域社会の健全な発展に寄与する各種の社会貢献活動を行っています。

構成団体	団体名	主な活動
納連	芝納税貯蓄組合連合会	●税に関する広報活動、各種研修会の開催 ●記帳活動 ●税理士による無料相談 ●租税教室の開催 ●税に関する作品(作文、標語、絵はがき)コンクールの開催 ●ボランティア活動(バザー・売上金の寄付)等
	麻布納税貯蓄組合連合会	
青申会	(社)芝青色申告会	
	(社)麻布青色申告会	
法人会	(公社)芝法人会	
	(公社)麻布法人会	
間税会	芝間税会	
	麻布間税会	
小売酒販	芝酒類商連合会	
	東京小売酒販組合麻布赤坂支部	
税理士会	東京税理士会芝支部	
	東京税理士会麻布支部	

問い合わせ
税務課税務係 ☎3578-2586

